⑷　6⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置または「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3　共同企業体の結成方法　共同企業体を結成される場合の要件は、次のとおりとする。

⑴　構成員の出資比率は、全ての構成員が均等割の10分の６以上であること。

⑵　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑶　結成方式は、甲型とする。

⑷　同一企業が２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

4　簡易型総合評価の方法等　評価は入札価格の他、以下の技術提案項目により行う。

⑴　施工計画

⑵　企業の施工実績

⑶　配置予定技術者の能力

5　入札説明書等の交付

⑴　掲載（交付）期間　平成25年６月26日（水）から平成25年７月22日（月）午前11時まで

⑵　交付方法　当社ホームページ上（http://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、5⑴において土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで、ご請求に応じ無償で交付する。ただし、最終日は午前11時まで。

6　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争に参加希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。

⑴　提出先（担当部署）　〒282―8601 千葉県成田市成田国際空港内（ＮＡＡビル）　成田国際空港株式会社　調達部調達管理グループ　電話0476―34―5726
Mail：chotatsu@naa.jp

⑵　提出期間　5⑴に同じ。

7　技術提案書の提出　参加資格者は、以下のとおり技術提案書を提出すること。

⑴　提出先　6⑴に同じ。

⑵　提出期限　平成25年８月30日（金）午前11時

8　入札執行・開札の日時及び場所

⑴　日時　平成25年９月12日（木）午前11時から。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成25年９月11日（水）まで。

⑵　場所　ＮＡＡ本社ビル内　（ただし、郵送の場合は6⑴と同じとする。）

9　その他

⑴　「ＰＴＢ」とは「Passenger Terminal Building」の略語であり、「旅客ターミナルビル」を意味する。

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　契約金額の10分の３以上納付。ただし、当社が確実と認める有価証券または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　詳細は入札説明書による。

10　Summary

⑴　The Person who is Responsible for the contract : Makoto Natsume, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for the new connecting passageway project at Narita International Airport.

⑷　Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for Participating in the proposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY 2012／2013／2014, classified as “Building Construction”, ③have the general rating scale value(P) (in the latest general rating scale value report) which matches the requirement, ④are a single corporation or joint venture for specified building construction (“joint venture” hereafter) consisted of 2 corporations which all members have the general rating scale value(P) of more than 1,300, and ⑤have completion experience as a principal contractor in last 15 years within following types of construction : New construction／extension of in-service airport passenger terminal building (restricted area) with total floor area larger than 3,000 ㎡. Each member of a joint venture has the same completion experience as above.

⑸　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : to be submitted by 11 : 00 a.m. 22 July 2013.

⑹　Time-limit for Tender : 12 September 2013.

⑺　Contact Point for the Notice : Procurement Management, Procurement Department, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : 81―476―34―5726

○第1302号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　ＰＴＢ50・60番台固定ゲート増築工事

⑶　工事場所　成田国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、空港容量拡大による増便に伴い、必要となる固定ゲート（４ゲート）の増設整備を行うものである。
①　１ＰＴＢ第５サテライト北側増築（50番台）
ａ　固定ゲートの整備（58Ａ、Ｂゲート）　地上３階　約4,000㎡
ｂ　ブリッジの整備（１ＰＴＢ第５サテライト～新設固定ゲート間）約4,000㎡
②　２ＰＴＢ本館南側増築（60番台）
・固定ゲートの整備（67、68ゲート）地上３階　約18,000㎡
③　Ｃ照明変電所解体工事
・既存Ｃ照明変電所の解体撤去　約6,500㎡

⑸　工期　平成28年３月11日まで

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　契約相手方の決定方法　本工事は、価格と価格以外の要素を含め、総合的に成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）に最も有利な者をもって契約の相手方とする簡易型総合評価方式（以下、「簡易型総合評価方式」という）により、契約の相手方を決定する。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件
①　当社における平成24・25・26年度契約参加資格の「建築工事」に登録されていること。かつ、直近の総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）が条件に合致していること。
なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。
②　単体企業又は２社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、全ての構成員は「建築工事」の総合評定値（Ｐ）が1,300点以上であること。

⑵　施工実績　以下に示す工事について、元請けとして過去15年の間に完工実績を有すること。空港における旅客ターミナルビル延べ面積10,000㎡以上の新築若しくは増築工事。共同企業体の場合、共同企業体の構成員ごとに同様の完工実績を有すること。